

別記

契約単価の変更に係る特記事項

この特記事項は、医薬品に係る単価契約書の契約単価の変更について定めるものである。

(次期入札単価による契約単価の変更)

第1条 別紙「令和5年度下期及び令和6年度上期医薬品明細書」に記載された品目の中、次期契約（本契約の履行期間の終期の翌日を履行期間の始期とする医薬品の調達を目的とする契約をいう。）の締結のための入札（以下「次期入札」という。）を発注者が実施し、かつ、受注者が入札した品目は、受注者が次期入札で入札した単価（当該品目を落札しなかった場合を含む。以下「次期入札単価」という。）への契約変更を行うものとする。

- 2 前項の契約単価の変更は、次期入札単価が現行の契約単価を下回る医薬品に限り行うものとし、令和6年4月1日まで遡及するものとする。
- 3 前2項の規定は、入札によらず見積書を提出する場合にも準用する。

(随時の薬価改定に伴う契約単価の変更)

第2条 別紙「令和5年度下期及び令和6年度上期医薬品明細書」に記載された品目の中、契約期間中の令和6年4月1日以外の日に薬価の改定（以下「随時薬価改定」という。）が行われる品目について、受注者は、契約単価の変更を発注者に協議しなければならない。

- 2 前項の協議は、改定前の薬価、改定後の薬価、変更前の契約単価、変更後の契約単価を記載した書面により行うものとする。
- 3 受注者が協議する変更後の契約単価は以下の数式により算定（1円未満の端数が生じる場合には四捨五入）することとし、これによりがたい場合には、前項の書面にその理由を付すこととする。

$$\text{変更後の契約単価} = \text{変更前の契約単価} \times \text{改定後の薬価} / \text{改定前の薬価}$$

- 4 発注者は、前3項の協議が適正なものであると認めるときは、契約変更を行うものとする。この場合において、契約単価の変更は、薬価改定の日に適用（遡及して適用する場合を含む。）するものとする。
- 5 随時薬価改定が行われた品目について薬価改定の日までに受注者が協議を行わないときは、発注者は、受注者に対して第1項の協議を行うよう求めることができる。

(特殊事情による契約単価の変更)

第3条 前2条によるほか、発注者は特に必要があると認めるときは、その理由を添えて契約単価の変更を協議することができる。